

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15155・S24294・S25124・S25125

③施設の情報

名称:一関藤の園	種別:児童養護施設
代表者氏名: 園長 マウエル・クリスタ	定員(利用人数): 51名・48名
所在地:岩手県一関市山目字館 2-5	
TEL:0191-23-1544	ホームページ:www.fujinosono.or.jp

【施設の概要】

開設年月日:昭和 37 年 5 月 15 日

経営法人・設置主体(法人名等): 社会福祉法人 ふじの園 理事長 中西秀吉

職員数	常勤(正規)職員: 29名	非常勤(非正規)職員: 10名
専門職員	(専門職の名称:名)	
	施設長 1名	保育士 3名
	副園長 1名	保育士助手 1名
	事務員 1名	看護師 1名
	児童指導員 8名	調理員 1名
	保育士 9名	学習指導員 1名
	保育士助手 1名	宿直専門員 3名
	個別対応職員 1名	
	心理担当職員 1名	
	家庭支援専門相談員 1名	
	栄養士 1名	
	調理員 4名	

施設・設備の概要	(居室名)	(設備等)
	①本体施設 (6ユニット 45人)	
	ミカエルホーム 7人	和室1・洋室(個室) 4
	フランシスコホーム 7人	和室1・洋室(個室) 4
	ガブリエルホーム 7人	和室1・洋室(個室) 4
	ルカホーム 8人	和室1・洋室(個室) 4
	ラファエルホーム 8人	和室1・洋室(個室) 4
	テレサホーム 8人	和室1・洋室(個室) 4
	②地域小規模(1カ所 6人)	
	マリアホーム 6人	和室2・洋室1

④理念・基本方針

○ 基本理念「祈りと感謝の心」

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします

○ 養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します

- (1) 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます
- (2) 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます
- (3) 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます
- (4) 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます
- (5) 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます
- (6) 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます

○ 養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に發揮して未来を切り開く子ども

- (1) 『ありがとう』と言える子どもの育成
(素直に感謝の気持ちを表現できる子ども)
- (2) 『ごめんなさい』と言える子どもの育成
(素直に自分のおこないを振り返ることができる子ども)
- (3) 『お願いします』と言える子どもの育成
(良好な人間関係を築くことができる子ども)

⑤施設・事業所の特徴的な取組

- ・キリスト教（カトリック）の人間愛を基調とした施設運営を心掛けており、児童の円満な人格形成が図られるように努めています。
- ・震災を機にいち早く改築に踏み切り、平成25年7月からユニット制に移行し家庭的養護の充実に向けた取り組みを行なっています。
- ・卒園生との野球大会などを通して卒園生との交流が盛んであり、来園しやすい雰囲気を大切にしています。
- ・年間を通してボランティア行事や招待行事があります。また食品をはじめとした様々な物資の支援があることから、感謝の気持ちを育むように努めています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年6月26日（契約日）～ 平成28年1月8日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	6回目（平成26年度）

⑦総評

◇ 特に評価の高い点

○ 養育・支援の質の向上へ向けた組織的な取組

養育・支援の向上のツールとして第三者評価基準を取り入れ、中長期計画の重点事項に据えている。今回で6回目の受審となるが、平成25年度以降は「第三者評価を受審することによって施設運営や養育の質の向上につなげる」ことをねらいに、3年間継続して受審している。園内に評価領

域・項目ごとの担当者を定め、年間スケジュールに沿って<評価基準学習会>→<全職員による自己評価>→<集計結果を基にワークショップ>→<自己評価まとめ>→<受審>→<結果を受けてのワークショップ>→<改善課題の具体化と実施>等の手順により組織的な取組を行っている。

◇ 改善が求められる点

○ **自立支援計画票の作成と充実**

子どもにサービスを提供する際の実施計画として「自立支援計画票」があり、策定のマニュアルやフローチャートが整備されている。様式には、心身の状況、家族の状況、学校等の状況などの記載欄はあるが、評価や見直しの検討の際に十分に活用されていないと思われる。①健康や医療ケアのこと、②食事や食育支援のこと、③心理的ケアのこと、④アフターケアやリービングケアのこと、⑤家族関係のこと等、施設として、素晴らしい取組の状況や成果を載せて、職員みんなで共有化していくことが求められる。それぞれの部署・部門の実践を共有し、子どもの最善の利益の実現をめざして一丸となって取り組んでいくような態勢とするためにも「自立支援計画票」へ反映させていくことを期待し、そのために様式の工夫も含め改善を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

利用者の満足度、地域住民の満足度、職員の満足度、この3つを高めていくことが福祉施設の社会的使命であり私たちの責務であると考えています。福祉施設は、一般企業のように業績等を数値化することが難しい業種であることから、より客観的に業務内容を評価・検証するツールとして第三者評価是有効な手段だと認識しています。

今般の受審では、「総合的な人事管理に関する取組み」、「より効果的な防災対策とリスクマネジメント」、「自立支援計画票の作成と充実」などについて改善が求められました。評価内容を真摯に受け止め、P→D→C→Aの管理サイクルを定着させ改善に繋げていきたいと思います。私たちの施設には現状に満足している職員は一人もいません。良かれを思うことを出し合い、新しいことにもどんどんチャレンジしていきたいと思っています。

また、評価の中で「子どもたちの表情が明るく、自信に満ち、喜々とたくましく暮らしている様子が窺えた」とあり、子どもたちのことをそのように捉えて頂いたことを大変嬉しく思っています。

私たちの施設は平成25年に改築しました。その当時、工事現場を訪れた外国人の支援者たちが工事現場の人たちに「Good job！」と笑顔で話し掛け、力強く親指を突き出していました。私たち職員同士も「Good job！」と言えるような関係を築いていくことが利用者の満足度、地域住民の満足度を高めていくのではないかと考えています。

これからも自信と誇りを持って、全職員一丸となってより良い施設になるよう取り組んでいきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【児童養護施設 一関藤の園】

評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
評価者コメント1 法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。 児童養護施設「一関藤の園」は、一関カトリック教会の働きかけにより市内の元療養所の払い下げを受け、青森市の社会福祉法人藤聖母園による岩手県の認可施設として昭和37年(1962)に開設された。平成16年(2004)、同法人より分離し、社会福祉法人ふじの園を設立し新たな施設運営をスタートした。福祉サービス第三者評価に取組む中で、経営の根幹となる理念・基本方針の策定に着手し、園創設の経緯を踏まえ、法人及び施設の基本理念・基本方針を制定した。(平成19年3月。同26年4月一部改正)園の基本理念「祈りと感謝の心」はキリストの教えに基づき、子どもの最善の利益の実現をめざすことを謳い、基本方針として6つの「養護方針」を支援の柱にあげ、さらに3つの「養護目標」によりめざす子ども像を示している。 これらの周知・説明については、パンフレット、ホームページ、事業計画・報告書等に記載すると共に、職員に対し「基本理念に基づく職員の基本姿勢」や「基本理念・養護方針の理解を深める」(文書)を明示し、毎日の朝会や職員会議、内部研修等の機会に復唱・学習に継続的に取組んでいる。また職員アンケートを通して周知状況を確認している。子どもや保護者へは利用者向け文書「藤の園の基本的な考え方について」及び「入所のしおり」、「せいかつのしおり」(2015年新版作成)を配付し、園の自治会や各ユニットのホーム会議において繰り返し説明するよう取組んでいる。		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
評価者コメント2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 社会福祉施策及び社会的養護に関する動向については、国・県レベルの関係者会議・研修会、専門情報誌を通して把握に努めている。利用児ニーズや地域のデーター等は、岩手県家庭的養護推進委員会はじめ一関市要保護児童対策協議会、地域福祉計画策定委員会、障害者自立支援協議会等へ施設長はじめ担当職員が出席し把握・分析に取組んでいる。また、県内児童養護施設の決算書の比較や入所児童の推移等の分析を通して自施設の経営状況を把握し、事業計画の見直し、検討へ反映する取組を進めている。		
<input type="checkbox"/> 3	I-1-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
評価者コメント3 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 園の事業計画策定時に、施設を取り巻く状況として、入所児童の状況・家庭的養護推進計画の具体化・利用児満足度調査の結果・第三者評価受審結果等を踏まえ、全職員の参画によるワークショップを実施し課題の抽出に取組んでいる。特に平成27年度は「岩手県家庭的養護推進計画」の第1期(平成27~31年度)のスタートにあたることから、園の中長期計画(平成24~28年度)の見直し検討とあわせて①施設運営、②養育、③人材育成、④機能強化について課題を抽出し、当面重点的に取組むべき施策を事業実施計画へ具体化している。これら事業の推進状況は、主任会議(月2回)、職員会議(月1回)において定期的に報告・協議すると共に、法人理事会で審議し共有するよう取組んでいる。		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a

評価者コメント4

経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。

一関藤の園は第1次中長期計画(平成19~23年度)の最終年度直前に東日本大震災に遭遇し、施設建物の損壊被害を受けた。子ども達が不便な生活下に置かれている中、ドイツ人有志の現地視察を契機に施設の建替え支援が具体化し、ドイツのNGO・国際支援団体が核となり世界20カ国以上の個人・企業・団体の支援により、現在地における新築計画を決定した。「第2次計画」(平成24~28年度)では、施設本園の改築と付属施設設備の改修・環境整備計画を推進しつつ新園舎での生活を通して家庭的養護体制を確立し、「安全感・安心感・安定感のある施設の創造」を大目標に掲げ、①施設運営、②養育関係、③人事管理、④施設整備、⑤財政見通しについて計画の具体化を図っている。

事業の進捗状況の点検・評価は、年度計画の総括に合わせて定期的に行なうと共に、中間見直しに取組み、事業項目ごとの中間評価と課題を明らかにし、『第2次計画の見直しと今後の課題』(平成27年3月)とする文書にまとめ、後半期計画の着実な推進へ反映するようにしている。

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	--------------------------------------	---

評価者コメント5

単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。

園の単年度事業計画は、「第2次計画」の大目標に基づき策定されている。事業の柱ごとに当年度の総括を行なうと共に第三者評価の受審結果等を踏まえ、重点施策(施設運営、養育関係、人事管理、人材育成、機能強化)の各実施項目ごとの〈自己評価〉と〈具体的な成果や問題点・課題〉を抽出している。これらを基に、次年度の事業計画策定に向けてのワークショップを実施し、事業内容の具体化を図るように進めている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a

評価者コメント6

事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

事業計画の策定・評価・見直し等は「事業計画作成マニュアル」に則り、計画のタイムスケジュールに沿って、(1月)各部の計画検討・立案→(2月)各部の計画発表・討議・承認→(3月)全体の計画案取りまとめ→(3月下旬)法人理事会審議・決定→(4月)計画の職員・利用児への説明・実行→(10月)各部の計画中間評価・見直し→(11月)全体の計画評価・見直しへの手順を経て推進している。職員への周知は、年度初めの主任会議・職員会議での説明と共に毎月の各会議において計画の実施状況の確認を行なっている。また、計画の立案にあたってはワークショップを取り入れ、全職員の積極的・主体的な参画を促すよう取組み、職員の研鑽の機会としていることは注目される。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
---	---	---

評価者コメント7

事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。

事業計画は、法人・施設のホームページや広報誌に掲載し、保護者ははじめ広く一般に周知している。子どもに対しては、従来は自治会、ホーム会議で口頭説明していたが、今年度はじめて『せいかつのしおり 2015』を編集発行し、全利用児へ配布した。「しおり」は、子どもに理解しやすい文章表現とし、内容も〈藤の園で大切にしていること(理念)〉、〈今年度の事業計画について〉、〈生活について〉、〈年間行事について〉、〈苦情解決事業について〉、〈安全委員会について〉、〈生活百科Q&A〉など、子どもの目線に沿って工夫されたものとなっている。「しおり」は、ユニットで暮らす子どものホーム会議において説明されると共に、日々の生活づくりの中で活用されるよう取扱っている。また、保護者に対しても「しおり」を配布し、園の事業計画と子どもの生活について理解いただくよう努めている。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
評価者コメント8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 養育・支援の質の向上のツールとして第三者評価基準を取り入れ、中長期計画の重点事項に据えている。今回で6回目の受審となるが、平成25年度以降は「第三者評価を受審することによって施設運営や養育の質の向上につなげる」ことをねらいに、3年間継続して受審している。園内に評価領域・項目ごとの担当者を定め、年間スケジュールに沿って<評価基準学習会>→<全職員による自己評価>→<集計結果を基にワークショップ>→<自己評価まとめ>→<受審>→<結果を受けてのワークショップ>→<改善課題の具体化と実施>等の手順により組織的な取組を行っている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
評価者コメント9 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。 評価結果は、ワークショップ・主任会議・職員会議等において検討を行い、改善課題を明らかにし、直近で改善できること、次年度計画あるいは中長期的な検討課題とすること等に整理・文書化し、職員間での共有化を図り改善への取組を進めている。実施状況の評価・見直しは、事業計画作成マニュアルのタイムスケジュールに合わせて行われている。		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
評価者コメント10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 施設長の職務・役割・責任については、管理規程や職務分担表・職務分担細目表にて詳細に明示している。また、毎月の職員会議において園長所感を述べ、園の運営方針や課題等を職員に伝えると共に、施設広報誌(年2回刊)を通して利用児家族をはじめ関係者や地域へ発信している。園長不在時における権限委任は、文書にて代理者を複数名順位指名し責任体制を明確にしている。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
評価者コメント11 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 施設長は、法人の理事・評議員及び県児童福祉施設協議会幹事の任にあり、関係する会議や研修会等には積極的に参加し、福祉関係法令はじめ各種法令・規則・通知等の情報を把握し、職員に周知すべき事項は園の朝会や職員会議において随時報告を行うと共に、児童虐待・権利擁護については内部研修を開催しグループ討議を通じて理解を深める取組を行っている。しかし、法人・施設における法令遵守規程の制定や担当者の設置、さらに定期的なコンプライアンスチェックの取組を実施するには至っていないため、遵守すべき法令・資料等の整備と合わせ検討するよう勧めたい。		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
評価者コメント12 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。 養育・支援の質の現状の評価・分析・改善への取組は、第三者評価受審を柱に据え、前述(I-4-(1)-①)の年間スケジュールに沿って、全職員の参画による組織的取組を推進する上でリーダーシップを発揮している。全職員による自己評価・ワークショップは、職員自らの仕事を客観的に評価・学習する機会となり、問題点や課題解決に向けて積極的に考える場となっている。特に大舎制からユニット制へ移行して3年目を迎える今年度は、「ユニット制による養育力・支援力の充実」を養育の方針に掲げ、内部研修・外部研修・先進施設での現場実習研修を計画し実施している。また、現場の職員と向きあい、その声に耳を傾け、助言・支援する園長面談を重視し定期的(年2回)に実施している。中でも新任職員については、人材育成・職場定着をフォローする育成面談として毎月実施していることは特筆される。		

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
評価者コメント13		
<p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>施設長は、第2次中長期計画の運営方針「健全な施設運営による良質なサービスの提供」の下、ユニット体制を基とする施設運営を推進すべく力を尽くしてきた。一方、第2次中長期計画の3つの重点目標と各重点事項(各9項目)に関し、その到達度の中間評価(平成27年3月)を行ったところ[1運営関係=A2/9・B7/9]、[2養育関係=A1/9・B8/9]、[3人事管理=A1/9・B7/9・C1/9]の進捗状況であった。第2次計画に着手した前期3カ年は、東日本大震災からの復旧・新園舎建設・大舎制からユニット制への移行と、困難な中での極めて短期間での取組であり、さらにユニットに伴なう新採用職員の増により、経験年数2年未満の職員が約30%という内的状況からも妥当な評価結果と推察される。</p> <p>今後の取組として経営の改善や業務の効率化を高めるには、人事・労務・財務等の現状を具体的な統計資料等を用いて、新任職員にも理解してもらえるよう「見える化」し、共有できるよう工夫されたい。また、事業推進には職員の経験・習熟度に配慮した体制づくりが望まれる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果	
14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	
評価者コメント14		
<p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>第2次計画の重点目標の一つに「人材確保と人材育成」を挙げ実施計画を具体化している。さらに「家庭的養護推進計画」(第1期、平成27~31年度)を踏まえた「人事管理計画」(平成27~31年度)を策定し、園の職員配置基準改訂を見込んで各専門職の増員・専任配置計画を立案し具体化を進めている。各種加算職員の配置は、心理職・看護職・特別指導員・個別対応職員・基幹的職員の加算を受け、今後、里親支援も含め全ての専門職を専任化する計画である。しかし、職員採用計画を基に、平成28年度に向けて5人を募集中であるが、10月時点で募集人数の応募者は無く、再募集を行なっているが、計画の一部延伸も考えざるを得ない状況である。</p> <p>今後も福祉職場の人材難は一層深刻化することが予測される中、募集を大学・短大等の養成校新卒者に限らず、広くハローワーク・福祉人材センターはじめ法人のホームページ・市広報誌・新聞折込広告等の多様な媒体を活用した採用活動を検討・実施することが求められる。また内部の非常勤職員からの職員登用や定年後再雇用制度による人材確保策の拡充も勧めたい。</p>		
15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	
評価者コメント15		
<p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>『期待する職員像』に関しては、「一関藤の園が求める人材像」、「職員に望むこと」、「藤の園が求める職員像」等複数の文書が示されている。それぞれの文書には、職員に具体的に求める事項が列挙されているが、表現がまちまちである。法人・施設の「基本理念に基づく職員の基本姿勢」(文書)との整合性をはかり、職員が仕事を通じて成長していく上で目標となる事項を整理し、簡潔な文章(規定第16条)表現とする等、検討されるよう勧めたい。人事考課制度は平成22年より導入し、「結果及び面接、話し合いの内容は研修、配置転換の資料として活用する」としており、職務遂行能力や職務に関する成果・貢献度を評価する仕組みとしてはいない。今後、職員の採用・育成・活用・待遇・評価が連動するトータルな人材マネジメントの仕組みづくりに向けて段階的に改善されるよう期待したい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果	
16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	
評価者コメント16		
<p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>労務人事管理担当者(副園長)は、各職員の「月間勤務予定表」「月間労働時間記録票」を踏まえて就業状況や労働時間、時間外勤務、有給・病休等を定期的にチェックし、勤務状況の把握に努めている。あわせて「職員アンケート」を実施するとともに園長面談を通して職員の意向・相談・提案等を把握し、働きやすい職場づくりへ反映するよう取組んでおり、人事管理計画に基づく職員増員、福利厚生の拡充(県社協民間社会福祉事業職員共済への新規加入)、メンタルヘルス体制の整備に向けての取組(県産業保健総合支援センターの指導導入)に着手したところである。しかし、「結婚しても働き続けられる職場づくり」を目指すワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)はじめ、次世代育成支援対策推進法による行動計画に関する取組については、課題に挙げているが、現段階では未着手である。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。 園の「人材育成実施要綱」を定め、指導員・保育士、専門職員、指導的職員、管理者の各職掌及び各職位のスキルビジョンを設定し、階層別（経験年数・役職別）研修課題・着眼点を明示した上で、職員一人ひとりに「個別研修計画シート」の作成を義務付けている。個別シートは、日常業務の改善点・職務上の重点課題・改善方法等の目標を記入する様式である。毎年度当初に提出→上司の意見を付す→園長・副園長による面談（年2回）により進捗状況の確認・相談・支援→年度末の結果評価、の流れにより取組む仕組としている。		
評価者コメント18 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 「人材育成教育研修計画研修要綱」及び「人材育成実施要綱」の定めにより、職員に必要とされる職種別資格要件・スキルビジョン等を明示すると共に、階層別の研修課題、研修体系、年間研修予定表を策定している。これらを基に平成27年度職員研修計画により研修の理念・方針・課題・重点テーマ・具体的な実施（OJT、OFF-JT）計画・スケジュールを作成し研修を推進している。研修内容の評価・見直しは、研修内容記録・復命書による評価と年度末の事業総括において行い、問題点や課題について次年度計画へ反映する仕組としている。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。 職員一人ひとりの「個別研修計画シート」、「生涯研修（学習）計画シート」、「業務遂行自己チェック（診断）」を参考に、個別の知識・技能・専門資格・目標等を勘案し、年間計画に沿って個別的なOJT・OFF-JT・SDS（職場研修・職場外研修・自己啓発支援）を実施している。外部研修への派遣は派遣基準（経験年数・職務・役職等）に即して、全国・ブロック・県及び研究機関・団体が主催する専門研修を毎年度計画的に受講している。新任職員については、就業前の事前研修を開催した上で、就業後は、職場内OFF-JTとOJT計画を立て、園職員として自覚と誇りを持ち、円滑に不安なく業務を遂行できるよう教育・指導すると共に、園長による育成面接を定期的に実施する等、施設全体で育成・支援に取組んでいる。		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
評価者コメント20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムを用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 「実習の手引き」により実習受入れ方針を明確化し、実習心得、実習受入手続き、養成校との連携等について定めている。昨年度は専門学校（6）、短大（6）、大学（4）から計49人の実習生を受入れ、他に養育里親更新の実習も行っている。昨年度、社会福祉士実習指導者研修を受講し、受入れ体制の整備を図ったが、具体的な受入には至っていない。また、社会福祉士、保育士、臨床心理士等の各専門職種に対応する基本プログラムの整備についても具体化を勧めるよう期待したい。		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
評価者コメント21 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 第2次中長期計画の「施設運営（施設機能の強化）」事項に「積極的な情報公開」を挙げ、ホームページのリニューアルに取組み、法人・施設の理念・基本方針・沿革・役員紹介・施設の概要・養育・支援の内容・事業報告と計画・決算書・第三者評価受審結果・苦情解決事業・実習・ボランティア受入れ・地域子育て支援事業など基本的な情報を広く公表している。園広報誌も定期発行（年2回、各600部）し、利用児家族をはじめ関係者・協力者・地域へ配布し、ホームページ同様に施設の養育・支援の様子や事業・活動を積極的に発信している。他に民生児童委員協議会や里親会、地域・行政・福祉関係者、個人等の施設視察・研修等の受入を行い、施設の役割・活動について理解を得るよう説明している。		

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
評価者コメント22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 事務・経理等に関するルールは、法人の諸規定や園の分担表に明示し、職員に周知している。法人監事による内部監査は四半期毎に実施するとともに、会計事務所と契約し毎月1回会計管理体制の整備・運用状況の点検監査を受け、指摘・指導を基に経営・業務の改善の資としている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果	
23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	
評価者コメント23 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。 「地域とのかかわりに関する基本方針」を定め、利用児童が「地域の多くの方々によって心身ともに健やかに育成されるべきものと考え、地域とのかかわりを大切にしていく」ことを謳い。具体的な取組を掲示している。園は、子どもを主体とする自治会活動や利用児アンケート等を勘案の上、地域子ども会・スポーツ少年団はじめ社会体験・社会参加、地域交流・世代間交流行事など多様なプログラムを設け、子どもと地域の交流を勧める取組を行っている。職員も地域育成部の活動として、地域へ足を運び、地区懇談会や世話人会、行事、交通安全指導・夏の巡回指導等の活動に参画している。 なお、子どもの学校等の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりに関する課題として挙げている。また、利用児満足度アンケート(7月)によると、『友人ともっと遊びたい、友だちを園につれてきていいですか』の問い合わせに23人がくはい)、5人がくいいえ)と答えていることを踏まえ、双方の意向を考慮し、検討することが望まれる。		
24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		
評価者コメント24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 「ボランティア受入れマニュアル」に基本方針を明文化すると共に、受入れ体制・手順・説明要旨等を明記している。園のボランティア受入れ状況は、年間を通して子どもと関わりを持つ学習支援・指導(週1回、2人)、幼児との関わり・散髪、裁縫(随時、5名)、環境整備・ホーム管理・事務補助(6名)等の存在が注目される。また演劇・コンサート・スポーツ観戦や各種の催物への招待も数多く、子どもたちに社会体験の機会が提供されている。 さらに、地元市民はじめ全国各地の個人やグループ・企業等から寄せられる食料品や図書・文具などの物品は年間300件を超え、子どもたちの生活に潤いを与えている。これら協力者・寄付者の方に対し、園と子どもたちは感謝を表す取組として、お手紙や絵、広報誌を送り続け、双方の絆づくりの機会としている。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果	
25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	
評価者コメント25 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 園として必要となる「関係機関連絡一覧」を整備し、施設運営や養育・支援において活用している。特に入所児童に係る児童相談所・学校・医療機関・民生児童委員等との連携を図るために、各種の連絡会議や協議会を定期的に開催し、意見交換・情報交換を行い、子どもの養育・支援の課題解決につなげるように取組んでいる。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果	
26 II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b	
評価者コメント26 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。 平成27年度事業計画の重点施策の一つに「地域の子育て支援」として、子育て相談窓口の設置・子育て広場の開設・子育てに関する講演会の具体化を図る計画を掲げているが、現時点では、人的体制を含めて課題があり、具体的な取組には至っていない。本計画については、現在推進中の中長期計画及び家庭的養護推進計画との整合性が必要であり、両計画の見直しと合わせて年次的・段階的な実施計画として再検討が望まれる。 なお、今年度の取組としては、地区小学校の行事に体育館を開放した他、TRE(トラウマ解放のエクササイズ)研修を他施設職員にも呼びかけて開催、地域防災訓練に合わせて大規模災害時における学園の設備や備蓄非常食の利用について説明する機会を持ち、地域への情報提供を行っている。		

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
評価者コメント27 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 地域のニーズについては、市の要保護児童対策協議会や県家庭的養護推進委員はじめ各種の連絡協議会等へ園長・職員が参画し把握に努めている。また、民生児童委員協議会・里親会との意見交換、2市2町委託事業のショートスティートワイルドスティの子育て支援事業から地域のニーズ・課題に向きあっている。今後は、前項①で計画中の事業も含め、公益的な事業・活動を具体化するためには、中長期計画や家庭的養護推進計画と連動した計画へ発展させることが望まれる。		

評価対象III 適切な養育・支援の実施

III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
28 III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a

評価者コメント28 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解をもつための取組が行われている。 子どもを尊重する姿勢は、児童養護施設一関藤の園の基本理念、養護方針、養育指針に明示されている。前年度より養育指針を整備し、養育のあり方を、「あたりまえ」の生活を保障し、家庭的環境で養育する「家庭養護」と一人ひとりの子どものきめ細かな「個別化」による支援を行っている。また、子どもの権利擁護をテーマとした園内研修、児童養護施設における人権の擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト集計結果の考察により、職員の意識を高める取組を行っている。さらには、子どもの権利条約についての園内研修を小グループで討議することで、新任職員をはじめとした経験の浅い職員でも発言をしやすくするよう研修環境に配慮するなど、積極的な取組姿勢が窺える。
--

29 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
--	---

評価者コメント29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が十分ではない。 プライバシー保護に関するマニュアル〔作成:平成19年4月1日、最新改訂:平成27年10月12日(第6版)〕を基本に、「入所のしおり」や「せいかつのしおり2015」にプライバシー保護の記述が確認できる。また、ユニット化、年齢・学年に配慮した「プライバシー保護に関するマニュアル」及び「せいかつのしおり」の見直しがなされている。ただし、子どものプライバシー保護と権利擁護、虐待防止に関する知識、社会福祉業務に携わる者としての姿勢、責務など職員の理解及び子どもや保護者への周知について、より積極的な取組が望まれる。

III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	第三者評価結果
30 III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a

評価者コメント30 子どもや保護者等が養育・支援を利用するためには必要な情報を積極的に提供している。 子どもの入所に際しては、入所児童受入れチェックリストをもとに施設サービス説明書及び入所のしおり等で説明を行っている。当施設では、子どもや保護者に少しでも安心して利用してもらうため施設見学時に丁寧に対応している。子どもや保護者に提供する資料(せいかつのしおり2015、入所のしおり)は、分かりやすい表現となっており、特に「ふじのその生活百科Q&A」は、直接質問にくい項目も含まれており子どもや保護者に配慮がなされている。
--

31 III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
--	---

評価者コメント31 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。 具体的には、施設サービス説明書により子ども及びその保護者に施設の提供するサービスについて説明し同意を得ている。また、プライバシー制限の同意書、個人情報の開示に関する承諾書、予防接種の承諾書についても説明し同意を得ている。特に、予防接種の履歴については、関係市町村と連携し、調査確認を行うなど丁寧な対応が確認できる。さらには、年2回の自立支援会議において保護者の意見をふまえた自立支援計画に基づいた支援が実施されている。ただし、様々な理由で納得しない保護者も存在し、施設として課題を抱え対応に苦労している現実がうかがえる。

32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
評価者コメント32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。 退所を迎える本人及び家族に向けての文書を作成し、退所後の相談窓口を明示するなど養育・支援の継続性が図られるようしている。また、健康状態や通院歴、投薬状況など退所後の心身に関わる情報を引き継ぎ、できるだけ治療を済ませた状態で、新しい生活に繋がるように送り出している。さらには、卒園児との野球大会を通じた交流を実施しており、併せて支援記録も整備されている。卒園児が帰省の際に気軽に施設に寄れるように宿泊場所の確保がなされているなど支援の継続性が確認できている。		
III-1-(3)	子どもの満足の向上に努めている。	第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
評価者コメント33 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 担当者を決めて、定期的(7月)に利用児満足度アンケートを実施し、その結果を考察分析しながら生活の見直しを進めており、自治会会議録からも確認できる。ただし、子どもからの意見をくみ上げる仕組みが十分とはいえず、各種アンケートの実施・分析と併せて、子どもを含めた話し合いの場の仕組みが期待される。		
III-1-(4)	子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
評価者コメント34 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 苦情等については、ご意見箱(なんでもボックス)、手紙、通信媒体(電話、メール等)、直接職員に申し出るなどの仕組みが整備されており、苦情の記録及び苦情を申し出た子どもなどへの配慮もなされている。また、昨年度の第三者評価における指摘を受けとめ、平成27年8月に福祉サービス苦情解決事業巡回訪問を受け、10月に「一関藤の園苦情解決事業実施要綱」及び「苦情解決マニュアル」の整備がなされた。当施設における意見・要望・苦情の概念等を整理されたことは評価されるが、整備されてまだ間もない状況であり、仕組みとして機能しているとはいえない。今後1年間の経過と実績を勘案した評価が必要と認められる。		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
評価者コメント35 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。 子どもや保護者向けに複数の相談できる機関・団体があることを「せいかつのしおり2015」により周知し、施設内にも同様のポスターを掲示している。また要望ノートにより積極的に子ども達の想いを受けとめる姿勢は、評価される。さらに、昨年度の第三者評価における指摘を受けとめ、相談や意見が述べやすい環境の整備がなされている。今後は、意見・要望・苦情の対応状況を施設として4半期ごとあるいは上半期・下半期ごとにまとめて共有する取組が期待される。		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
評価者コメント36 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。 「要望等対応マニュアル」を整備し、相談や意見を受けた際の記録や報告の手順、対応策を検討し定期的に見直しを行っている。子どもの要望や何気ない普段の子どものつぶやきを受けとめる体制が整備され、担当者レベル、ホームレベル、施設全体レベルでの対応目安が明示され、速やかな対応を目指し「要望ノート」に記録していることが確認できる。また、ホーム会議を活用し、子どもから直接に要望や意見に応える体制が整備されている。さらには、うまく意見表明できない子ども達の日常のなにげない一言を職員が確認、共有し養育のサービス向上に結び付けようと努力している取組が確認できる。		

III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
評価者コメント37 リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 リスクマネジメントについては、施設内に防災委員会を設けて人的災害及び自然災害への対応を協議している。平成27年度は、ヒヤリハットについて職員が日常的に意識するように様式等を変更し積極的に事例を収集するなど力を入れて取組んでいる。また、定期的な遊具点検の実施や平成26年度ヒヤリハット事故報告書集計結果を基に、傾向と考察、課題と対策としてまとめ、組織として情報共有が図られている。現在は、防災とリスクマネジメント対応が別個に検討されているが、例えば防災委員会との統合など、より効果的な組織体制のあり方の検討を期待したい。さらには、職員に対する周知・研修の更なる取組も必要と認められる。		
評価者コメント38 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組みを行っている。 子どもの安全確保の視点からも組織として「感染症・食中毒発生マニュアル」を整備して、感染症の予防と対策を整備している。特に、施設として「子どもの最善の利益」という視点で、施設入所前の予防接種の履歴を市町村等に確認し、未実施の場合は施設の負担で、積極的に予防接種を受けるようにしている。また、看護師が感染症対策委員会の委員長となり感染症の予防と対策、服薬管理、学校・病院との連携が図られている。		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	a
評価者コメント39 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 昨年度の第三者評価での指摘を受けとめ、災害時の教育機関との連携や安否の確認方法についてマニュアルを整備したことが確認できる。また、災害時の子どもの安全を最優先としながらも、地域の安心安全な避難所的な役割を果たしたいとの考えを持っている。今年度の災害避難訓練においては、地域の方々を巻き込んだ合同訓練を実施しており、今後の地域との更なる連携・協力が期待される。本施設の太陽光発電を活かした自家発電設備や食料等の確保(100名3日分)の強みを生かした地域の防災拠点施設(福祉避難所)の役割を担うことを期待したい。		

III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
評価者コメント40 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。 標準的な業務マニュアルを整備しており、各職員が一日の業務の流れや留意点を把握しながら一定水準の養育が確保されるようしている。また、業務手順書の作成にあたっては子どもの動きを考慮し、子どもの人権やプライバシーにも配慮している。職員に対しては、職員会議等で周知を徹底し、OJT等により各ユニット主任が新任職員等に業務の流れや注意すべきことを研修や個別指導を通じて説明している。		
評価者コメント41 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 標準的業務マニュアルの見直しは、マニュアルに基づいて年1回(原則11月)直接処遇職員が意見を出し合い、子どもの意見や要望等を聞きながら行っている。また、見直し時期に関わらず、子どもや職員から要望があれば、その都度見直しを行っている。見直しは、主任会議と自治会役員(児童代表)で構成する検討会で行い、改正した内容は直近の職員会議で周知し、各ユニットの担当職員から子ども達に周知している。マニュアルの実施状況の検証は、園長・副園長が巡回等により実施している。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a

III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
評価者コメント42 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。 自立支援計画の責任者を主任児童指導員としている。昨年度の第三者評価での指摘を受けとめ、アセスメントの実施と自立支援計画への連動について、アセスメントシートの見直し及びアセスメント会議のあり方を再構築した。ただし、見直しを図ったのが平成27年7月に入ってからであり、機能・仕組みが定着しているかという点では、1年間の経過を確認する必要がある。また、各専門職種の計画が自立支援計画の中に具体的に示されることも併せて期待したい。		
43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
評価者コメント43 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。 自立支援計画策定マニュアルにより段階的に支援会議を開いて、多角的な評価・見直しを行なっている。また、5月と10月に全体会議(自立支援会議)を開いて協議するとともに職員に周知している。さらには、急を要する変更(発達年齢に合わせた見直し)がある場合も、職員会議で検討し見直しがされている。ただし、「自立支援計画策定マニュアル」の見直しを図ったのが平成27年7月に入ってからであり、前項目同様に機能・仕組みが定着しているかという点では、1年間の経過を確認する必要がある。		
III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
評価者コメント44 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 日々のユニット日誌、月間支援総括、育成日誌、朝会日誌、ホーム会議録、ケース会議資料など統一した様式により記録されている。特に、育成日誌は、日々の子どもの行動が生活、健康、要望等に項目が整理できるようになっている。さらに記録は、パソコンのネットワーク(地域小規模児童養護施設マリアホーム含む)で繋がれており、組織全体で情報の共有ができる仕組みとなっている。		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
評価者コメント45 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 「利用者に関する記録・廃棄に関するマニュアル」や「個人情報管理規程」、「個人情報管理委員会規程」「個人情報公開規程」「個人情報の承諾書一覧」を整備している。また、前回の第三者評価で課題とされたセキュリティ(USBの持ち出し)については、「利用者に関する記録の保存・廃棄に関するマニュアル」(改定:平成27年10月)で見直しがされている。ただし、職員の理解及び職員に対する教育、研修という部分で、更なる取組が望まれる。		

A-1 子ども本位の養育・支援

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
評価者コメント1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。 基本理念・基本方針・養育目標・養育指針を基に、子どもの最善の利益を共有する取組としている。しかし、今年度から活用されている養育指針の最善の利益や権利擁護等について、組織的に共有する取組には至っていない。また、どんな状況や場所、場面においても子どもにとって「最善の利益」とは何かを考えて支援し、全職員が共通した理解をもって実践していく体制が求められる。さらに振り返りや検証の中で、日々展開される子どもの養育・支援の取組が「最善の利益」とどの様に関連しているかを共有し、体験を通して積み重ねていくことが望まれる。		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
評価者コメント2 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分でない。 子どもの出生や生い立ち、家族の状況を本人に知らせる取組は、子どもの希望を中心に取り組まれている。乳児院から入所した児童は、自分の生い立ちが整理されていない際は、乳児院を訪問する取組が行われている。また、家庭の状況を整理されないで入所した子どもや、退所の際にライフストーリーワークの視点で、児童相談所と相談し実施されている。今後、子どもに適切に知らせる視点として、自立支援計画のアセスメントに沿ったニーズを基に職員間で共有し取組むことが求められる。		
A-1-(2) 権利についての説明		第三者評価結果
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
評価者コメント3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、十分ではない。 職員の権利に関する学習は、園内職員研修で「子どもの権利条約」を中心に実施されている。子どもが権利について理解する取組は、権利ノートの読み合わせ、年齢毎のCAP(「人権教育プログラム」で、子どもの権利・エンパワーメント・コミュニティーが3つの柱)ワークショップ、安全委員会の聞き取りの際に、他人を傷つけたり脅かしたりしていないかを確認している。CAPワークショップは実施されているが、体系的な取組が確立されていないことや安全委員会の聞き取りが年数回に留まっていることから、子どもに理解させるべき施設での基本的な枠組みを整理し展開されることが望まれる。		
A-1-(3) 他者の尊重		第三者評価結果
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
評価者コメント4 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるように支援している。 子どもも同士の喧嘩、トラブル、職員の取り合い、人間関係をめぐるいさかいはあるが、その場の話し合い、苦情窓口、子どもたちのホーム会などで、子ども達の主張を聞くなど対話を重視した姿勢と対応で解決を図っている。ユニット体制になったことで、子どもとの距離感がなく、身近に接する機会が増えている。各ホームとも年少児から高校生まで縦割り編成となり、障がいを持つ子どもも含め、協力や共に助け合う、お互いに尊重しあう等、よい関係づくりが育成されている。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		第三者評価結果
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
評価者コメント5 体罰等を行わないよう徹底している。 就業規則、被措置児童等虐待防止対応マニュアル、人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト等々を整備して体罰の禁止を明示し、各会議や研修会等で職員への周知を図っている。児童相談所、行政など関係機関との連携や第三者委員等の活用など、徹底した仕組みづくりをしている。		

A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
評価者コメント6 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。 不適切なかかわりについての取組は、その事実の有無や自己申告などによる事実確認など後追い的な対応となっている。不適切なかかわりについては、職員と子ども、子どもと子ども、職員と職員等など、場所、時間、場面を想定するといろいろなことが想定される。「いったい何が不適切なのか」を自問し、意識的に取り組む必要がある。各職員がフリーな気持ちで意見を出し合い、話し合っていく姿勢が重要である。不適切なかかわりの有無も含めて、想定されるあらゆる具体的な事例を検討し、出された内容や意見を集約して、時間をかけ、積み重ねていく作業が期待される。		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
評価者コメント7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分でない。 被措置児童等虐待対応マニュアルは整備され、届出者・通告者への配慮など仕組みや周知も行われている。しかし、被措置児童等虐待対応マニュアルの検証、見直し、検討を行う必要がある。また、「不適切なかかわりの防止」の具体的な事例を示しながらの取組の中で、時間をかけて議論し、必要な部分はマニュアル(法律に沿った)にも反映させ、最終的には組織全体として共有化できるように努めたい。		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		第三者評価結果
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
評価者コメント8 子どもの思想や信教の自由が保障されている。 基本理念は「祈りと感謝の心」である。祈りは人々への感謝、人間として、生命への尊厳の大切さ、を教え、学びあっている。カトリックを基調とする施設ではあるが、思想や信教は自由であり、強制はしていない。		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		第三者評価結果
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
評価者コメント9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っているが、十分ではない。 子どもの入所の決定及び受入れは、児童相談所からの受入れ打診に対して、園長・副園長が決定している。施設で統一した受入れ手順が定められている。入所児童受入れチャックリストを作成し、面会、施設見学の有無、受入体制、入所時の持ち物や説明する事項を項目別にリスト化している。今後、子どもの入所に際して、子どもや養育者の現況や入所の背景、理由、当面の課題や配慮事項等を書面で整理し、自立支援計画等による見直しを行いながら、つながりを重視した取組が望まれる。		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
評価者コメント10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 ユニット体制となり、生活している子どもたちの意見や意向を尊重してすすめている。子どもへのアンケートは年2回実施。月1回以上開催のホーム会議では、子ども個々の目標を確認し、自立支援計画票に載せられ、予定された課題や目標を達成するよう支援している。実施困難な事案についても、まず意見を受け止め、バランスを考えて説明し、理解を得るよう丁寧な会話に心がけ、生活改善につながるよう努めている。		
A-1-(7) 主体性、自立性を尊重した日常生活		第三者評価結果
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
評価者コメント11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 自立支援計画票に掲げる内容や行事、イベント、企画などへの参加は積極的である。ユニットごとの話し合いの中で、子ども達自身が自分たちで、日常の暮らしや余暇の楽しみを身につけ、実感をもてるような支援に心がけている。		

A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
評価者コメント12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 子どもの小遣い銭は、ユニットごとに管理している。限られた金銭を計画的に使えるように支援している。必ずレシート、領収証をもらい、小遣銭帳に記入するよう支援し、経済観念が身につくようサポートしている。年長児童や発達段階に応じ、車の免許取得のために貯金等の支援も行っている。		
A-1-(8) 繼続性とアフターケア	第三者評価結果	
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送れることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
評価者コメント13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活がおくことができるよう復帰後の支援を行っているが、十分ではない。 家庭復帰については、情報交換や関係者等との協議が行われている。場合によっては、電話連絡や家庭訪問をしたり、施設行事に招待する取組等、継続性を重視し実施されている。しかし、アフターケア計画書はあるものの、アフターケアの内容や具体的な支援方法など不明確であり、十分な検討と見直しを含めた議論が必要である。		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
評価者コメント14 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長を積極的に利用して継続して支援している。 自立支援計画票に基づいて支援している。支援の途中でも、子どもの意見や意向を尊重して、評価や見直し、変更を行い、子どもの「最善の利益」を擁護する施設の役割に徹するよう取り組まれている。		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送れるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
評価者コメント15 子どもが安定した社会生活を送れるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。 退所した子どもの把握は、担当職員が中心に行っている。「卒園生・退園生の記録」様式を整備し、必要に応じて月毎に状況を確認している。リービングケアとして、一定期間親子訓練棟等を利用して、一人での生活を想定した買い物や調理等の自立に向けた取組を展開している。就職等の進路選択で自立に向けた取組としているが、子どものアセスメントに沿ったニーズの視点から、自立支援計画と連動した取組が望まれる。また、課題を抱える利用児が増えていることから、支援の内容(どこまでやれるか、どこまでやらなくてはならないか等)や担当職員の位置付け、関係機関との連携のあり方等を定め、組織的に取組むことが求められる。		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本	第三者評価結果	
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
評価者コメント16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 一人一人の子どもの人生に何があったかを理解するために、児童相談所からの資料、独自のアセスメント、親からの聞き取り、専門職集団の知見や経験を生かしている。また、チームとして何度も入念な議論をし、子どもの理解や受け止めについての手順や組織としての心構えを養育方針・目標、養育指針に盛り込み取り組んでいる。		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
評価者コメント17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。 ユニット体制のメリットを生かし、就寝時間、買い物、外食、行事やイベントの企画など、自分たちの責任の範囲内で判断して実行できるように、柔軟にゆとりをもって対応し、支援している。子どもと職員の関係が密接になり、効果的な信頼づくりと安心感をもつて過ごせる環境へつなげている。		

A⑯	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
評価者コメント18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。 ユニット体制になって2年目で、子どもとの関係は良好になり、目配り、気配りができるよう改善されてきた。しかし、勤務体制上、朝の忙しい時間帯に、職員1名の時がほとんどであり、子どもの養育・支援に充分に応えられていない状況がある。CAPの活用や隣のユニット職員と協力・連携してカバーしているが、限界もあり大きな課題となっているため、ゆとりのある勤務体制等の工夫が望まれる。		
A⑯	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
評価者コメント19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。 図書室の活用、インターネットの利用、プレイルームで遊んだり、年齢に応じた行事、外出、外食など多彩な取組が展開されている。学校や地域の行事等にも積極的に参加している。地区民との交流やボランティアの受け入れ態勢も整備されており、資源として活用されている。		
A⑯	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
評価者コメント20 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 ユニット体制になり、いつでも話し合い、皆で決めて守っていこうとする穏やかな雰囲気がある。入所時には「生活のしおり」を配布している。例えば、就寝時間や外出時間の変更、携帯電話の所持など、子どもから出された要望について、十分に話し合いをもって、一定の理解の上で進めるように支援している。学校行事、地域行事、PTAなどにも子どもと職員が一緒に参加している。		
A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑯	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
評価者コメント21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 ユニット体制となり、副食のおかずは厨房で調理し、できたものをユニットへ運んでいる。各ユニットでは、ご飯やみそ汁を調理し、盛り付けや配膳等は、子ども達が当番を決めて実施している。また、「自主献立活動」では、子ども達の食べたい、作りたい要望を聞きながらメニューを決め、自分たちで調理できるように写真やイラスト図などで手順を示し取組んでおり、優れた実践である。朝食は6時30分、夕食は18時。外食は2か月に1回程度実施、ユニットごとに企画しながら食事を楽しむ雰囲気づくりに心がけながら実施している。		
A⑯	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
評価者コメント22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。 嗜好調査は年2回実施。給食委員会に3か月に1回位だが子ども達の代表者が参加し開催されている。ユニット体制になり、残食は少なくなっている。アンケートでは、好き嫌いを聞くよりも、食べられないものを聞いたほうが明解となっている。体調不良など健康状態に応じて、おかゆ、うどんなど柔軟に準備でき、より家庭的な環境が確保されている。		
A⑯	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
評価者コメント23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。 食事に楽しみが持てるよう、献立や食の情報など興味を引き付けるように掲示し、提供の仕方に工夫をしている。子どもの要望も聞き、調理等にチャレンジしたくなるよう誘導している。また、郷土料理に「すいとんづくり」、季節の料理では、「鍋」やお正月に「雑煮」「煮しめ」を作っている。「手巻きずし」の要望もある他、子どものおやつ作りも盛んであり、「ニンジンムース」、「カボチャケーキ」、「フルーツゼリー」等が人気である。なお、作るだけではなく、後始末の仕方にも工夫をし、利用する台所の流し場は電解水（アルカリ水+酸性水）を作り、流すことで消毒ができるように衛生面にも配慮しながら取組んでいる。		

A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果	
A②₄	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b	
評価者コメント24 衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような支援は十分ではない。施設における衣類に関する取組は、「衣類等の管理や購入に関するマニュアル」で定められている。マニュアルには、衣生活の方針、提供する衣類の標準枚数、衣類に関する留意事項、衣類などのチェック、衣類の購入、その他として第三者評価の着眼点が示されている。衣類の購入は、毎月決められた予算で、子どもの希望により地域の衣料品店で購入している。「衣類管理票」で個々の子どもの衣類の種類や枚数が確認できるようになっている。しかし、実際の衣類管理票では、施設で示した標準枚数に達していない例が散見された。子どもは、ジャージを好んで着ていることが説明されたが、一定の衣類の種類と枚数を準備し、自己表現としての衣の感覚を支援することが望まれる。			
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果	
A②₅	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b	
評価者コメント25 居室等施設全体がきれいに整美されているが、十分ではない。 園舎は、平成25年7月に新築され、整美されている。建物の清掃区域は、フロアやユニット毎に分担され、職員と子どもで取組がなされている。建物全体が、24時間の換気システムで設備されているが、夏場の暑さには対応できていない状況にある。児童福祉施設等では、冷房設備は標準的な設置となっていることから、冷房設備の設置の検討が望まれる。			
A②₆	A-2-(4)-② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a	
評価者コメント26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。 ユニット体制になり、6名から8名の住空間である。中高生は個室となっている。年少児から高校生まで縦割りの編成になっており、子ども達の人間関係にも配慮した構成になっている。常に、子どもにとって安全、安心の居場所となるよう心がけている。			
A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果	
A②₇	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	b	
評価者コメント27 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。 健康・衛生管理マニュアルが整備され、健康及び衛生管理に関する項目が列挙されている。手洗いやうがいなどの習慣については、ポスターを掲示し支援を行っている。遊具の安全点検・危険箇所の点検実施要綱により、遊具や危険箇所の点検を月1回防災委員会で点検している。夜尿のある子どもの対応は、他の子どもの目に入らないように配慮し、自分で処理が出来るように支援が行われている。しかし、心身の健康について、子どもが自己管理できるような体系的な支援ではなく、ユニットの日常の中で支援されているため、養育指針の中に、子どもが自己管理が出来るように支援する職員の指針を盛り込むことも望まれる。			
A②₈	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a	
評価者コメント28 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 日中は看護師1名が常勤となっている。看護師は、ユニットごとに服薬している子どもの薬を1週間分配布している。服薬確認は、勤務の担当者がチェック表に記入し、確認している。ユニットで、夜間や休日に子どもが熱を出したり、急患が発生した場合、看護師へ連絡し対応している。今後の更なる取組として、様々な事態を想定してマニュアル等の整備と、自立支援計画票への反映も検討されたい。			
A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果	
A②₉	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b	
評価者コメント29 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。 性教育委員会が中心になり性教育に取組んでいる。中高生と職員が参加して助産師による性教育を実施している。日常的言動について、職員で情報の共有を図っているが、性指導の取組とまでは至っていない。性教育プログラムが、学年ごとに表として示されているものの、具体的な内容に乏しいため、施設で、子どもの年齢や発達段階に沿った性に関する体系的なプログラムの構築が望まれる。			

A-2-(7) 自己領域の確保		第三者評価結果
A(30)	A-2-(7)-① できる限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
評価者コメント30 できる限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。 日常生活の中で使用する日用品等は、個人所有としている。個人の所有物とわかるように、子どもが自力で書いたものを尊重し、ほかにイラストや色、形など、お互いに認め合うようにしている。		
A(31)	A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
評価者コメント31 成長の記録(アルバム等)が整備され、成長の過程を振り返ることができるようになっている。 各担当職員が成長の記録としてアルバムを作り、毎年誕生日に子ども達に手渡している。デジカメで写し、写真に現像してアルバムにしている。また、データは大切に保存し、いつでも活用できるように保管して、子どもの成長の過程や振り返りができるようにしている。		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A(32)	A-2-(8)-① 子どもが暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
評価者コメント32 子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。 安全委員会を3か月に1回開催している。子どもからの暴力等の有無の聞き取りアンケートは3か月に1回ほど実施している。学校でも「いじめアンケート」が実施されている。ユニット体制になってから事案件数が少なくなったが、「不適切なかかわり」、「最善の利益」などと同様に、日々の取組を通じ、具体的事例を出して、皆で議論して積み重ねていく作業が必要である。		
A(33)	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
評価者コメント33 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。 施設内の構造上の問題の発生予防のために、ヒヤリハットを活用している。職員の配置や勤務形態のあり方について改善点が示され、点検、検討をしている。ユニットの中で子どもに対応する時、直接的に、身近に、声かけや対話ができ、支援が容易になっており、ユニットケアのメリットが活かされ効果が見えはじめてきたと実感している。しかし、重要な課題、項目のため、時間をかけて取り組むことが必要であり、身体暴力への緊急対応マニュアルの見直しも含め検討を望みたい。		
A(34)	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
評価者コメント34 保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で子どもの安全が確保されるように努めている。 強引な引き取りの対応マニュアル、面会に関するマニュアル、外出に関するマニュアルなどが整備され、職員への周知も徹底されている。児童相談所や警察など関係機関等との連携も密接に行い、子どもの安全の確保に努めている。		
A-2-(9) 心理的ケア		第三者評価結果
A(35)	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
評価者コメント35 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。 現在、心理的なケアを必要とする子どもは15名で、心理士が心理療法室等で、心理支援プログラムに基づき個別の心理的ケアを行っている。しかし、その取組の成果が自立支援計画票に反映されておらず、心理的ケアが組織全体の中で有効に活用されているとは言えない。今後、全職員で、子どもの心理的な情報を有効に共有し、支援の中で活用できるような体制を望みたい。		

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		第三者評価結果
A⑯	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
評価者コメント36 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。 施設では、小中学生で特別支援学級に在籍している子どもが10名程いる。施設では、年度末から子どもの学習支援のワークショップを開催し、学習支援の在り方を検討している。定期的に施設内での学習支援委員会を開催し、子どもの学習の現状と課題、学習環境等について協議している。今年度から、小学生の個別の実態と課題を整理する取組を行っている。また、元小学校教師を学習指導員として個々の学力に応じた学習支援を行なっている。中学生の希望者はボランティアによる数学と英語の学習会を行なっている。希望する中学3年の子どもは、地域の学習塾に通い特定の教科を学んでいる。今後、今年度から取り組んでいる小学生を中心とした個別の学習の実態と課題の整理を、中学生にも広げた取組が望まれる。また、学習に対する個別の課題が重要な子どもは、自立支援計画と連動した取組が求められる。		
評価者コメント37 子どもが進路の自己決定をできるように支援しているが、十分でない。 本人や親の意見も聞き、アセスメントして自立支援計画票を作成し、進路支援マニュアルに沿って支援されている。しかし、その見直しや検証の時期に問題点はなかったか、不十分さはなかったか等、様々な変更にも対応できるように常に点検し、変更や見直しができるような仕組みへ改善していくことが望まれる。		
A⑰	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
評価者コメント38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通した社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。 職場実習や職場体験は学校が中心となり取組み、施設でも必要に応じて連携して取り組んでいる。施設としては、アルバイトに対する取組を中心に対応している。また、英検や車の免許取得など社会とのかかわりの中で積極的に取り組んでいる。今後、子どもは社会との実経験の中で学習して身につくことが多いため、施設として、どの範囲まで取り組むのか等、基本的な姿勢の明示が望まれる。		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A⑲	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
評価者コメント39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。 家族からの相談などに応じる取組は、担当職員が中心になって行っている。家庭支援専門相談員の役割と計画は、「平成27年度家庭支援専門相談員事業計画」に目的・対象児童、家庭・効果的な面会、親子に再構築に向けた支援の提供・計画的な情報提供などの項目で整理されている。しかし、実際に家庭支援専門相談員が関わっている子ども及び家庭は4ケースに留まり、施設全体の取組として十分とは言えないため、社会福祉士などの資格を有した職員を配置し、施設全体の取組とすることが望まれる。		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A⑳	A-2-(12)-① 親子関係の再構築のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
評価者コメント40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいるが、十分ではない。 家庭支援専門相談員の役割と計画は、「平成27年度家庭支援専門相談員事業計画」に目的・対象児童、家庭・効果的な面会、親子に再構築に向けた支援の提供・計画的な情報提供などの項目で整理されている。実際に家庭支援専門相談員が関わっている子ども及び家庭は4ケースに留まっている。親子関係の再構築と家族支援の取組は、個々の子どものアセスメントに基づいて、親子関係や家庭生活、家族などのニーズを整理し焦点化する取組が基本となることから、個別に自立支援計画と連動した取組が望まれる。また、ファミリーソーシャルワークの専門性を通して支援を行うには、社会福祉士などの有資格者の配置が望まれる。		

A-2-(13) スーパービジョン体制		第三者評価結果
A(41)	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
評価者コメント41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいるが、十分ではない。 自立支援計画票の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員」1名が配置され、副園長が担っている。また、ユニット主任がスーパーバイザーとなって、子どもの支援の相談や職員への助言・指導を行っており、チーム支援の体制が効果的に機能しているところも見られる。しかし、職員がいつでも相談できるスーパービジョン体制の形が見えにくい現状もある。こどもの「最善の利益」の実現のためにも、職員の人材育成、支援技術の向上、組織力アップの面からも改善を期待したい。		